



秋田県公報

目 次

条 例

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(四四・警務課)

この号で公布された
条例のあらまし

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四四号)

1 運転免許に係る講習に関する規則の一部を改正する規則(平成一四年国家公安委員会規則第九号)の施行に伴い、運転免許証の有効期間の更新を受けようとする七〇歳以上の者が受講する任意の講習に係る手数料を定めることとした。(第一〇条関係)

2 この条例は、平成一四年六月一日から施行することとした。

条 例

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年五月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四十四号

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第一百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項を次のように改める。

県は、次に掲げる者から、手数料を徴収する。

一 道路交通法(昭和三十五年法律第五号。以下この条及び次条において「法」という。)第四十九条第二項のパーキング・チケットの発給を受けようとする者

二 法第七十七条第一項の規定による道路の使用の許可を受けようとする者

三 法第四十条の四第六項の規定による運転経歴証明書の交付を受けようとする者

四 法第八十二条第二項の規定による講習で次に掲げるものを受けようとする者

(一) 運転免許に係る講習に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第四号。以下この条において「規則」という。)(第一条に定める基準に適合する講習(以下この条において「特定任意講習」という。))

(二) 規則第二条第一項第一号の表の一の項に規定する影響がない者であるかどうかについての確認を受ける講習(以下この条において「チャレンジ講習」という。))

(三) 規則第二条第一項第一号の表の一の項に定める基準に適合する講習(以下この条において「特定任意高齢者簡易講習」という。))

(四) 規則第二条第一項第一号の表の二の項に定める基準に適合する講習(以下この条において「特定任意高齢者通常講習」という。))

第十条第二項に次の三号を加える。

五 チャレンジ講習の受講

一件につき 二千七百五十円

六 特定任意高齢者簡易講習の受講

一件につき 千四百円

七 特定任意高齢者通常講習の受講

一件につき 六千五百円

附 則

この条例は、平成十四年六月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一號

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九號
 株式会社 松原印刷社
 電話(0862)8766 FAX(0863)0005
 E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九號
 松原繁雄